Ⅰ．障がい福祉計画と障がい者施策推進協議会・障がい者自立支援協議会の関係

■ 障害者総合支援法第89条第6項（障がい者自立支援協議会の意見聴取）

　　「都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」

■ 障害者総合支援法第89条第7項（障がい者施策推進協議会の意見聴取）

　　「都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」

Ⅱ．計画期間

年度

各計画

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

33

32

第3次障がい者計画

(後期計画)

第４次障がい者計画

障がい者計画

（ 障害者基本法 ）

第4期障がい福祉計画

第3期障がい福祉計画

第2期障がい福祉計画

障がい福祉計画

（障害者総合支援法）

Ⅲ．計画策定に向けた今年度の予定

第4期障がい福祉計画

事務局案の審議

第4期障がい福祉計画

の基本的考え方の審議

自立支援協議会開催

（平成２６年度第2回）

施策推進協議会開催

（平成２６年度第１回）

**第4期障がい福祉**

**計画の策定**

(平成27年3月)

施策推進協議会開催

（平成２６年度第2回）

自立支援協議会開催

（平成２６年度第１回）

Ⅳ．「第4期障がい福祉計画」の策定に係る「第4次障がい者計画」への影響

○大阪府においては、「第４次大阪府障がい者計画」と「第３期大阪府障がい福祉計画」を一体的に記述。

○このため、「第4期大阪府障がい福祉計画」の策定に当たっては、冊子全体の修正の範囲と、修正の方針を整理しておくことが必要。

○今回の修正について、大阪府の考え方は下表のとおり。

【冊子の修正の範囲と方針】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目次 | 内容 | 方針 |
| 第１章 | 計画策定にあたって | 時点修正 |
| 第２章 | 基本的な視点 | 修正なし |
| 第３章　 | 施策の推進方向 |  |
| 第１節 | 最重点施策 | 時点修正 |
| 　第２節 | 生活場面に応じた施策の推進方向 |  |
|  | 生活場面①「地域やまちで過ごす」 | 「第４期障がい福祉計画」に合わせて修正 |
|  | 生活場面②「学ぶ」 | 「第４期障がい福祉計画」に合わせて修正 |
|  | 生活場面③「働く」 | 「第４期障がい福祉計画」に合わせて修正 |
|  | 生活場面④「心や体、命を大切にする」 | 時点修正 |
|  | 生活場面⑤「楽しむ」 | 時点修正 |
|  | 生活場面⑥「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」 | 時点修正 |
| 第４章 | 第３期大阪府障がい福祉計画の数値目標及び見込量について | 「第４期障がい福祉計画」に置きかえ |
| 第５章　 | 大阪府における障がい者の状況等 |  |
| 第１節 | 大阪府における障がい者数 | 時点修正 |
| 第２節 | 生活場面ごとの施策等の状況 | 時点修正 |
| 第３節 | 平成２２年度障がい者の生活ニーズ実態調査について | 修正なし |

Ⅴ．第4期障がい福祉計画の主なポイント

①ＰＤＣＡサイクルの導入

**【資料２―１】**

・「成果目標」と「活動指標」について

・各年度の中間評価について

・評価結果の公表について

②成果目標に関する事項

　・福祉施設から地域生活への移行促進

　・精神科病院から地域生活への移行促進　　　　　**【資料２―２】**

　・福祉施設から一般就労への移行促進

・地域生活支援拠点等の整備　　　　　　　　　　**【資料２―３】**

③その他

・障がい児支援体制の整備　　　　　　　　　　　**【資料２―４】**

　・計画相談の連携強化、研修、虐待防止　等